

○京都府立大学客員教員規程

(平成20年京都府立大学規程第60号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号）第17条第2項の規定により、京都府立大学（以下「本学」という。）の学術研究の進展及び教育の充実を図るため、優れた学識、経験等を有する人材を客員教員として任用するに当たり、必要な事項を定める。

(客員教員)

第2条 客員教員は、本学教員との学術交流又は本学学生に対する教育に従事する。

2 客員教員の称号は、客員教授又は客員准教授とする。

(選考及び採用)

第3条 客員教員は、当該客員教員が所属することとなる学部若しくは研究科の教授会又は全学センター（学則又は規程に基づき設置され、各学部、研究科の1名以上の教員が運営に参画しているセンターをいう。）において選考し、教育研究評議会の審議を経て、学長が決定し、理事長が採用する。

2 客員教授又は客員准教授となることのできる者は、それぞれ京都府立大学教員選考規程（平成20年京都府立大学規程第58号）に定める教授又は准教授の資格を有すると認められる者とする。

(任用期間)

第4条 客員教員の任用期間は、一の会計年度以内とする。

2 前項の任用期間は、更新することができる。

(報酬等)

第5条 客員教員の報酬又は給与、勤務時間その他の勤務条件については、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第4号）の規定を準用する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月9日から施行する。